

独立行政法人地域医療機能推進機構山梨病院における 入院セットシステム運営事業公募型企画競争入札の公示

独立行政法人地域医療機能推進機構山梨病院では、患者サービスの向上を図るため、入院セットシステムの運営者（以下「運営者」という。）を公募いたしますので、希望する者は、次のとおり企画書及び貸付料等にかかる見積書（封書で封印。以下「見積書」という。）を提出願います。

平成29年 3月1日

独立行政法人地域医療機能推進機構
山梨病院 院長 小澤 俊総

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人地域医療機能推進機構山梨病院（以下「当院」という。）入院セットシステム運営事業

(2) 運営内容

運営者は、当院が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当院と協議のうえ院内において入院患者及びその家族に対し、入院生活に必要な衣類・タオル類を洗濯付きで貸与し、日額で利用料金を請求するサービスである。その際、申込者に対し日用の消耗品類についても販売する。紙おむつもセット組にし、日額制にて販売する。

在庫管理から発注業務も運営者にて行い、請求書の発行から入金管理までを一括して行うサービスである。

(3) 貸付(運営)期間

平成29年5月1日～平成32年3月31日

本貸付契約は『定期建物賃貸借契約』を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新しない。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 応募者に要求される資格

独立行政法人地域医療機能推進機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）の規程によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

①独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第5条及び第6条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。

（別紙参照）

②厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C、D等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（認定書の写しを提出）

③入院セットシステムの運営にあたり、十分な体制が整備されていること。

- ④業務の履行に関して不履行、契約違反等を理由に本件に係る契約の解除または損害賠償の請求を受けたことがある者で、その事実があった後、3年を経過しない者は入札に参加することができない。
- ⑤業務の履行にあたり、故意・過失により、当院及びその従業員もしくは第三者に損害を与えた場合、その賠償をできること。また補償ができる保険に加入していること。
- ⑥本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ⑦社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- ⑧国際標準化機構（ISO）で定める国際規格のうち、「品質マネジメントシステム規格」ISO 9001及び「環境マネジメントシステム」ISO 14001の認証を取得した者は認証の写しを提出すること。
- ⑨財団法人日本情報処理開発協会に発行するプライバシーマーク許諾証を取得している場合は許諾証の写しを提出すること。
- ⑩次に該当しない者であること。
 - i) 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）に規定するところの暴力団及びその構成員、準構成員並びにその関係者。
 - ii) 「破壊防止法」に基づくところの破壊的団体及びその構成員。
 - iii) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規定第2条の各号に該当する者。
 - iv) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において当局の参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による）。
 - v) 旧運営委託法人（社団法人全国社会保険協会連合会、財団法人厚生年金事業振興団、財団法人船員保険会）と関連のある法人。

(2) 企画書及び見積書を特定するための評価基準（詳細については別紙）

①評価者

企画提案書の審査は、「山梨病院入院セットシステム審査評価者」（以下「評価者」という。）にて行います。評価者は経理責任者である院長が、当病院に所属する役職員（当該業務の直接契約業務に従事する者を除く）の中から指名し構成する。

②選定

企画提案書の内容について、評価項目に従い総合評価を行う。競争に参加する者の必要参加資格に関する事項を満たす者から受理した企画提案書及び契約細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格を下回らない価格で応募者が提示した見積書をそれぞれ点数評価し、当該点数を合計して得た数値が最も高い者を第一交渉権者とする。

第一交渉権者となるべき者が2者以上あるときは、評価基準を基に算出される価格点が最

も高い者を第一交渉権者とする。この場合に、価格点が最も高い者が2者以上いる場合は、当該者によるくじ引きにより交渉順位を決定する。

③評価内容

書類配布時に評価表を添付する。

④選定後の手続き

受託予定者として選定された応募者は、詳細な業務仕様について当院と協議を行う。協議が整わず、契約できる見込みがないときは、第二交渉権者と契約に向けて協議する。

3. 参加手続等について

(1) 担当課・係

〒400-0025 山梨県甲府市朝日3丁目11-16
独立行政法人地域医療機能推進機構山梨病院
総務企画課 経理契約係 電話055-252-8831

(2) 応募申込書等の交付期間及び場所

①交付期間 平成29年3月1日(水)から平成29年3月17日(金)までの土曜日、日曜日及び休祭日を除く午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで上記(1)の交付場所にて「機密保持に関する誓約書」(本公告に添付)と引き換えに交付する。なお、来院が困難な者については、郵送にて交付を行うので、上記担当係へ期日に余裕を持って早めに連絡すること。

②交付場所 「(1)」に同じ

(3) 参加希望者の登録・企画提案書・見積書の提出期限、提出場所及び方法

①登録期限 平成29年4月3日(月) 17時00分

②提出場所及び方法 「(1)」に同じ(持参又は郵送)

③企画提案書の提出部数 7部(正本 1部、副本 6部)

(4) 企画競争(プレゼンテーション)及び見積書の開封時間及び場所

①開封時間 平成29年4月10日(月) 13時30分

②開封場所 2階会議室

(5) プレゼンテーションの方法

①提出された企画提案書の補足説明のため、プレゼンテーションを実施する。

②プレゼンテーションは、当院が指定した時間に実施する。

③プレゼンテーションは、説明15分、質疑応答5分の1社あたり20分以内とする。時間を超過した場合は公平な審査の観点から、説明途中であっても打ち切る場合がある。

④貸与予定の病衣及びセット内容(オムツ、タオル、ケア用品等)については、プレゼン当日に持参すること。

(6) その他

提出された応募書類等は原則返却しない。

4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金等

免除

(3) 契約書の作成の要否

要

(4) 応募に関する留意事項

① 資料の取扱い

発注者が提示する資料は、競争参加申請に係る検討資料とし、それ以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、発注者の承諾を得ることなく第三者にこれを使用させ、又は、内容を提示することを禁止する。

② その他

発注者が提示する資料及び回答書は、競争説明書等と一体のものとし、同等の効力を有するものとする。なお、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知を行う。

(5) 詳細は、競争説明書による。

以上

機密保持に関する誓約書

平成 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構
山梨病院 院長 小澤 俊総 殿

住所（所在地）
氏名（法人名） 印
（代表者名）
電話番号：（ ） —
E-mail：

（以下「当社」という。）は、独立行政法人地域医療機能推進機構山梨病院委託業務に係る入札の検討（以下「本件目的」という。）を行なうにあたり、貴院から当社に対して開示される機密情報（以下「機密情報」という。）の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

（機密情報の定義）

第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- （1） 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- （2） 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- （3） 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- （4） 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- （5） 貴院から書面により開示の承認を得た情報。

（機密情報の取扱い期間）

第2条 本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

（表明及び保証）

第3条 貴院が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証（明示か黙示を問わない。）を行なわないことを当社は了承します。

- 2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

（機密情報の取扱い）

第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

（次頁へ）

- 2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受け一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

- (1) 顧問弁護士、会計監査人
- (2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家
- (3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署
- (4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院又は貴院の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(利害関係人との接触の禁止)

第7条 当社は、貴院の事前の承認がない限り、本物件の使用者、占有者、賃貸借人、その他本物件と利害関係のある第三者と接触しないものとします。

(機密情報の返還)

第8条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の機密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第9条 貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

- 2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以上